(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1021番地　前田佐市郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第１１号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　斉藤　勝俊
同　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年12月19日
平成24年９月19日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田3960番地の２　三宅　良雄
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号

(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田3960番地の２　三宅　良雄
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第１２号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　斉藤　勝俊
同　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年12月19日
平成24年９月19日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1874番地　惠阪五良田
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号

(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1874番地　惠阪五良田
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第１３号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　斉藤　勝俊
同　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年12月19日
平成24年９月19日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1760番地　田中伍市郎
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号

(9)　(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権変更契約
地上権設定の範囲　山林47町２反６畝７歩の内13町２反４畝７歩　但し位置は北北西の一角に位し東西138間南北280間
地上権者　北河内郡津田町大字津田1760番地　田中伍市郎
なる内容で持分404分の１の地上権設定登記の権利者たる地位

平成２４年（へ）第１４号

大阪府枚方市大垣内町２丁目１番20号
申立人　枚方市津田財産区代表者管理者枚方市長　竹内　　脩
申立人代理人弁護士　倉岡　榮一
同　斉藤　勝俊
同　東田　展明
権利の届出の終期　平成24年12月19日
平成24年９月19日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
(1)　土地　枚方市大字津田2116番
山林　489平方メートル
(2)　土地　枚方市大字津田4545番４
山林　152859平方メートル
(3)　土地　枚方市大字津田4546番
山林　292238平方メートル
(4)　土地　枚方市大字津田4547番２
山林　14875平方メートル
(5)　土地　枚方市大字津田4548番１
山林　466073平方メートル
(6)　(1)から(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和30年８月25日受付第3255号
(7)　(1)から(5)につき
登記した権利の内容
原因　昭和30年８月１日地上権設定契約
地上権設定の目的　竹木所有のため
地上権設定の範囲　土地の全部
存続期間　契約当日より向う満50ケ年
地代　無償
地上権者　北河内郡津田町大字津田1735番地　長村　さた
(8)　(5)につき
登記年月日番号　大阪法務局枚方出張所昭和31年２月28日受付第838号